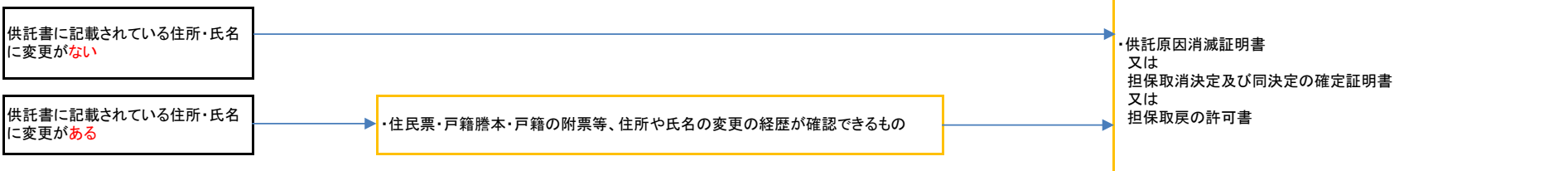


裁判上の保証供託の取戻(供託原因消滅) の添付書面

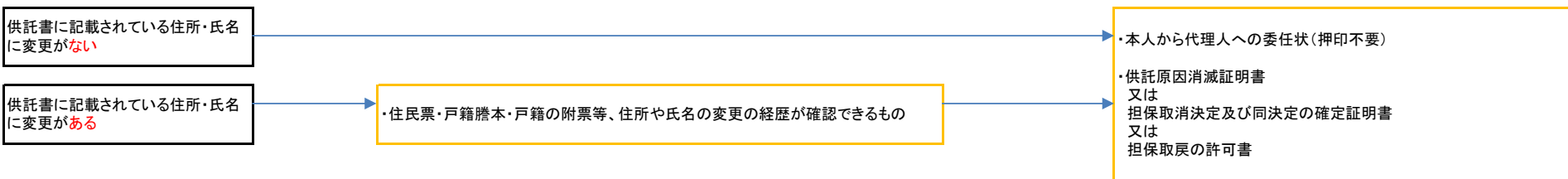
郵送先
〒102-8225
東京都千代田区九段南1-1-15
東京法務局供託課 払渡係

連絡先
電話番号: 03-5213-1353
FAX番号: 03-5213-1384

供託者本人(個人)が請求する場合(窓口・郵送)



供託者本人(個人)の代理人(個人)が請求する場合(窓口・郵送)



オレンジ色枠の書面が必要になります。

○請求に当たっての注意事項

- ※1 問合せが多いものについて、一般的な添付書面を掲載しております。供託の内容によって、添付書面が異なります。
- ※2 連絡先電話番号を提供いただきますようお願いいたします。不備があれば御連絡します。
- ※3 供託金払渡請求書に必要事項を記載し、御提出いただく必要があります。
- ※4 「供託金払渡請求書」で検索していただくと、法務省及び法務局のホームページに供託金払渡請求書、委任状、記載例があります。
- ※5 代理人口座に振り込む場合は、本人から代理人への委任状が必要になります。
- ※6 供託者本人が死亡し、相続が発生している場合は、相続を証する書面に加えて、相続人の印鑑証明書が必要になります。
- ※7 供託の内容によっては、時効が完成し、払渡できない場合があります。